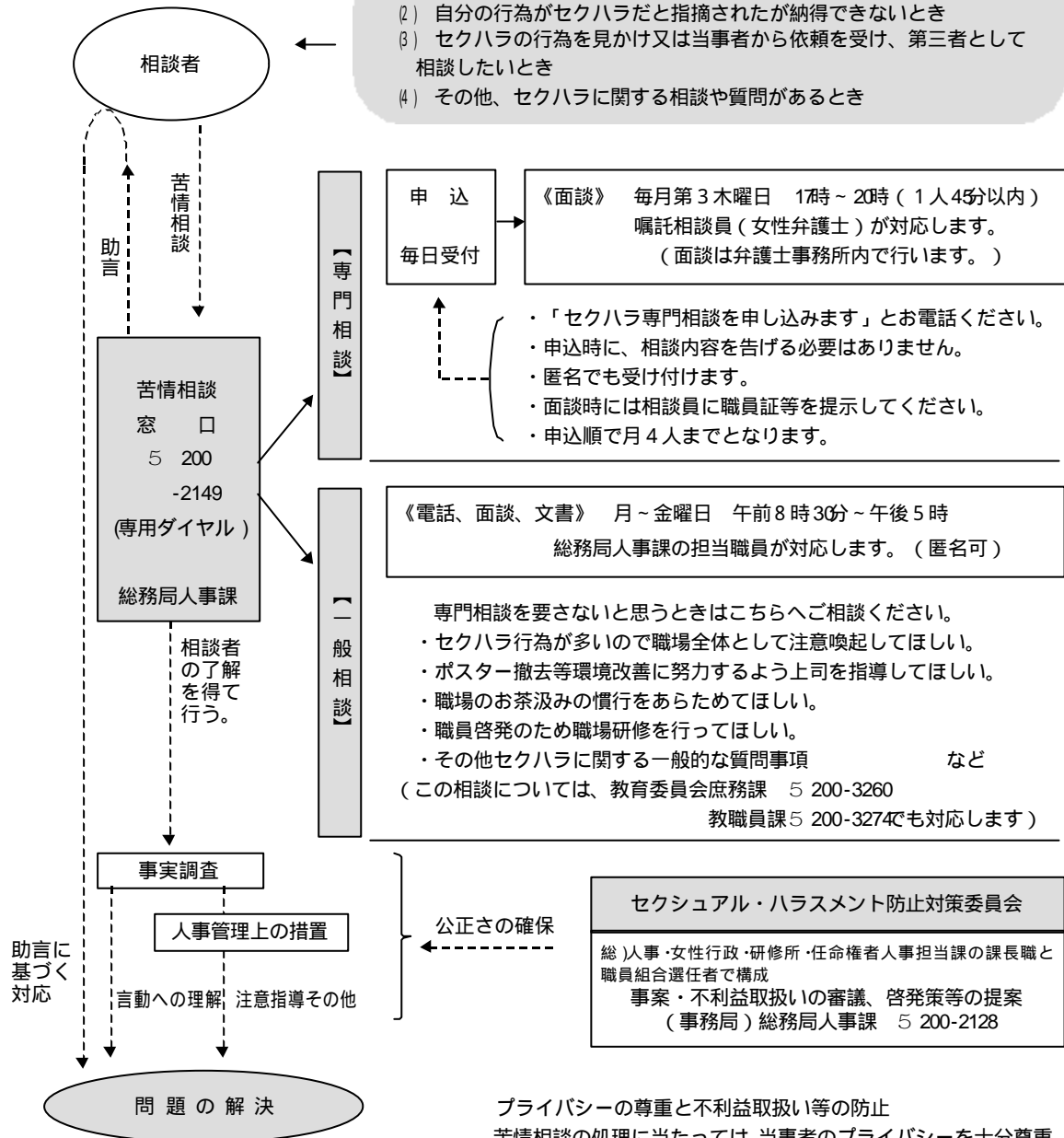


セクシュアル・ハラスメントに関する苦情・相談の窓口

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談には次により対応しますので、遠慮なくご利用ください。

- (1) セクハラ被害を受けたと思うとき
- (2) 自分の行為がセクハラだと指摘されたが納得できないとき
- (3) セクハラ行為を見かけ又は当事者から依頼を受け、第三者として相談したいとき
- (4) その他、セクハラに関する相談や質問があるとき



また、苦情相談を申し出たこと、第三者として調査等に協力したこと等によって相手方から嫌がらせや職務上での不利な扱いを受けたときは、いつでも対応しますので、上記「苦情相談窓口」または「セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会」事務局までご連絡ください。

(参考) その他の相談窓口
 ハロー・ウィメンズ 110番 (川崎市) ☎ 044-422-8600/8686(9月変更予定)月・木・土曜の13~16時、月曜の10~12時
 かながわ女性センター (神奈川県) ☎ 0466-28-2367 月曜を除く9~12時・13~17時(木曜は15時まで)

プライバシーの尊重と不利益取扱い等の防止
 苦情相談の処理に当たっては、当事者のプライバシーを十分尊重して対応します。